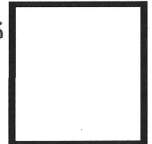


関原発第416号  
2019年12月26日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16  
関西電力株式会社  
取締役社長 岩根茂



大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、下記のとおり大飯発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和52年 8月31日付 52安(原規)第237号をもって認可を受け、  
昭和53年11月13日付 53安(原規)第264号、 昭和54年 5月28日付 54資庁第 7785号、  
昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、 昭和54年10月31日付 54資庁第13176号、  
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、 昭和56年 6月19日付 56資庁第 8318号、  
昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、 昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、  
昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、 昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、  
昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、 昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、  
昭和60年 2月21日付 59資庁第17851号、 昭和60年 6月15日付 60資庁第 7137号、  
昭和60年11月 5日付 60資庁第11805号、 昭和61年 6月26日付 61資庁第 8872号、  
昭和63年 2月23日付 62資庁第16337号、 昭和63年 7月14日付 63資庁第 7656号、  
平成元年 3月31日付 元資庁第 3503号、 平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、  
平成 3年 1月21日付 2資庁第12871号、 平成 3年 3月26日付 3資庁第 2004号、  
平成 3年 5月23日付 3資庁第 5072号、 平成 3年12月13日付 3資庁第13043号、  
平成 4年12月 2日付 4資庁第12579号、 平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、  
平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、 平成 6年 3月31日付 6資庁第 1950号、  
平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、 平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、  
平成 7年 6月12日付 7資庁第 6883号、 平成 7年 9月13日付 7資庁第10107号、  
平成 8年 8月23日付 8資庁第 8448号、 平成 9年 1月31日付 8資庁第12745号、  
平成 9年 8月27日付 平城09・08・07資第 9号、 平成10年 6月25日付 平城10・06・22資第15号、  
平成10年 9月25日付 平城10・08・11資第16号、 平成11年 3月29日付 平城11・01・20資第16号、  
平成11年 9月 1日付 平城11・07・29資第19号、 平成12年 6月26日付 平城12・06・12資第11号、  
平成13年 1月 5日付 平城12・08・31資第10号、 平成13年 1月19日付 平城13・01・19原第15号、

平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第19号、  
平成13年11月 5日付 平成13・09・28原第77号、  
平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第12号、  
平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第19号、  
平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第40号、  
平成16年10月 5日付 平成16・08・19原第 2号、  
平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第23号、  
平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第16号、  
平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第12号、  
平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第17号、  
平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第137号、  
平成19年12月13日付 平成19・11・30原第25号、  
平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第14号、  
平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 3号、  
平成21年11月 4日付 平成21・09・18原第11号、  
平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 3号、  
平成22年12月13日付 平成22・11・09原第30号、  
平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 3号、  
平成23年 9月20日付 平成23・07・25原第14号、  
平成25年 3月25日付 原管P収第121221003号、  
平成27年 6月12日付 原規規発第1506127号、  
平成28年 1月20日付 原規規発第1601201号、  
平成28年10月26日付 原規規発第1610267号、  
平成29年 9月 1日付 原規規発第1709014号、  
平成30年12月17日付 原規規発第1812177号、  
令和元年 6月25日付 原規規発第1906255号、  
令和元年12月11日付 原規規発第1912116号で変更認可を受けた大飯発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

平成13年 3月30日付 平成13・03・23原第13号、  
平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第12号、  
平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 8号、  
平成15年 9月11日付 平成15・08・28原第10号、  
平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第12号、  
平成17年 4月11日付 平成17・03・17原第10号、  
平成17年10月24日付 平成17・10・03原第12号、  
平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 4号、  
平成18年10月23日付 平成18・10・02原第21号、  
平成19年 5月30日付 平成19・05・15原第34号、  
平成19年12月13日付 平成19・09・28原第33号、  
平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第11号、  
平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第19号、  
平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第24号、  
平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第16号、  
平成22年 9月13日付 平成22・08・04原第 5号、  
平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第35号、  
平成23年 5月31日付 平成23・05・13原第21号、  
平成24年 9月 6日付 20120815原第22号、  
平成26年 6月 9日付 原規規発第1406095号、  
平成27年 9月18日付 原規規発第1509183号、  
平成28年 3月24日付 原規規発第16032411号、  
平成29年 6月26日付 原規規発第1706266号、  
平成30年 6月26日付 原規規発第1806268号、  
平成31年 2月13日付 原規規発第1902132号、  
令和元年 9月 3日付 原規規発第1909033号及び

## 2. 変更の理由

### (1) 3, 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更

緊急時対策所建屋の設置に伴い、1, 2号炉原子炉補助建屋から緊急時対策所建屋へと緊急時対策所機能を移行するため、それに伴い大飯発電所原子炉施設保安規定の関連する条文の変更を行う。

### 3. 施行期日

この規定は、緊急時対策所の設置に係る工事の計画に係る全ての工事が完了した時の使用前検査終了日以降に施行する。

以 上

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																																										
<p>(運転員等の確保)</p> <p>第 13 条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。(中略)</p> <p>4. 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表 13-3 に定める人数を常時確保する。(中略)</p> <p>表 13-3</p> <table border="1" data-bbox="563 322 845 1525"> <thead> <tr> <th>要員名</th> <th>緊急時対策本部要員</th> <th>緊急安全対策要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉および4号炉の運転モード</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合<sup>※1</sup></td> <td></td> <td>40名以上</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合<sup>※1</sup></td> <td>6名以上</td> <td>35名以上</td> </tr> <tr> <td>常駐</td> <td></td> <td>30名以上</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合<sup>※1※2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合<sup>※2</sup></td> <td>10名以上</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	要員名	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	3号炉および4号炉の運転モード			原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合 <sup>※1</sup>		40名以上	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合 <sup>※1</sup>	6名以上	35名以上	常駐		30名以上	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 <sup>※1※2</sup>			原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 <sup>※2</sup>	10名以上	-	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第 13 条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。(中略)</p> <p>4. 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表 13-3 に定める人数を常時確保する。(中略)</p> <p>表 13-3</p> <table border="1" data-bbox="563 322 845 1525"> <thead> <tr> <th>要員名</th> <th>緊急時対策本部要員</th> <th>緊急安全対策要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉および4号炉の運転モード</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合<sup>※1</sup></td> <td></td> <td>40名以上</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合<sup>※1</sup></td> <td>6名以上</td> <td>35名以上</td> </tr> <tr> <td>常駐</td> <td></td> <td>30名以上</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合<sup>※1※2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合<sup>※2</sup></td> <td>10名以上</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	要員名	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	3号炉および4号炉の運転モード			原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合 <sup>※1</sup>		40名以上	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合 <sup>※1</sup>	6名以上	35名以上	常駐		30名以上	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 <sup>※1※2</sup>			原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 <sup>※2</sup>	10名以上	-	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 (緊急時対策所の機能移行に伴う体制の変更)</p>
要員名	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員																																										
3号炉および4号炉の運転モード																																												
原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合 <sup>※1</sup>		40名以上																																										
原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合 <sup>※1</sup>	6名以上	35名以上																																										
常駐		30名以上																																										
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 <sup>※1※2</sup>																																												
原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 <sup>※2</sup>	10名以上	-																																										
要員名	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員																																										
3号炉および4号炉の運転モード																																												
原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合 <sup>※1</sup>		40名以上																																										
原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合 <sup>※1</sup>	6名以上	35名以上																																										
常駐		30名以上																																										
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 <sup>※1※2</sup>																																												
原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 <sup>※2</sup>	10名以上	-																																										
<p>※1：種数の運転モードに該当する場合、要求される要員数の多い方が適用される。                  ※2：照射済燃料移動中も含む（以下、同じ）。</p>		<p>※1：種数の運転モードに該当する場合、要求される要員数の多い方が適用される。                  ※2：照射済燃料移動中も含む（以下、同じ）。</p>																																										

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第 90 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 90-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</li> <li>(2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをすすするための設備</li> <li>(3) 炉心注水をすすするための設備</li> <li>(4) 1 次冷却系の減圧をすすするための設備</li> <li>(5) 原子炉格納容器スプレイ等をすすするための設備</li> <li>(6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をすすするための設備</li> <li>(7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）をすすするための設備</li> <li>(8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をすすための設備</li> <li>(9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> <li>(10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</li> <li>(11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備</li> <li>(12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</li> <li>(13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</li> <li>(14) 電源設備</li> <li>(15) 計装設備</li> <li>(16) 中央制御室</li> <li>(17) 監視測定設備</li> <li>(18) 緊急時対策所</li> <li>(19) 通信連絡を行うために必要な設備</li> <li>(20) その他の設備</li> </ol> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各課（室）長（品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、表 90-2 から表 90-21 に定める確認事項を実施する。また、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</li> <li>3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 90-2 から表 90-21 の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</li> </ol>	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第 90 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 90-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</li> <li>(2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをすすするための設備</li> <li>(3) 炉心注水をすすするための設備</li> <li>(4) 1 次冷却系の減圧をすすための設備</li> <li>(5) 原子炉格納容器スプレイ等をすすための設備</li> <li>(6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をすすための設備</li> <li>(7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）をすすための設備</li> <li>(8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をすすための設備</li> <li>(9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> <li>(10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</li> <li>(11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備</li> <li>(12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</li> <li>(13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</li> <li>(14) 電源設備</li> <li>(15) 計装設備</li> <li>(16) 中央制御室</li> <li>(17) 監視測定設備</li> <li>(18) 緊急時対策所</li> <li>(19) 通信連絡を行うために必要な設備</li> <li>(20) その他の設備</li> </ol> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各課（室）長（品質保証室課長、品質保証室長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、表 90-2 から表 90-21 に定める確認事項を実施する。また、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</li> <li>3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 90-2 から表 90-21 の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</li> </ol>	<p>変更なし</p>

変更前	表 90-18 監視測定設備														
	90-18-1 監視測定設備														
	機能	設備	所要数 <sup>※1</sup>	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項							
条件					措置	完了時間	項目	頻度	担当						
変更前	放射性物質の濃度および放射線量の測定	可搬式モニタリングポスト	17個 <sup>※3</sup>	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	可搬式モニタリングポストの機能検査を実施する。	1年に1回	放射線管理課長					
		可搬型放射線計測装置	電離箱サーベイメータ				3個 <sup>※4</sup>	速やかに	可搬式モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長				
			可搬型放射線計測装置				可搬式ダストサンブラ	3個 <sup>※4</sup>	速やかに	電離箱サーベイメータの機能検査を実施する。	1年に1回	放射線管理課長			
							汚染サーベイメータ	3個 <sup>※4</sup>	速やかに	電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長			
							NaIシンチレーションサーベイメータ	3個 <sup>※4</sup>	速やかに	可搬型放射線計測装置の機能検査を実施する。	1年に1回	放射線管理課長			
							ZnSシンチレーションサーベイメータ	2個 <sup>※4</sup>	速やかに	可搬型放射線計測装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長			
							β線サーベイメータ	2個 <sup>※4</sup>	速やかに	可搬型放射線計測装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長			
		小型船舶	2台 <sup>※4</sup>				速やかに	小型船舶が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長					
		変更後	放射性物質の濃度および放射線量の測定				可搬式モニタリングポスト	10個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	可搬式モニタリングポストの機能検査を実施する。	1年に1回	放射線管理課長
							可搬型放射線計測装置	電離箱サーベイメータ				2個	速やかに	可搬式モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回
可搬型放射線計測装置	可搬式ダストサンブラ			2個	速やかに	電離箱サーベイメータの機能検査を実施する。		1年に1回				放射線管理課長			
	汚染サーベイメータ			2個	速やかに	電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。		3ヶ月に1回				放射線管理課長			
	NaIシンチレーションサーベイメータ			2個	速やかに	可搬型放射線計測装置の機能検査を実施する。		1年に1回				放射線管理課長			
	ZnSシンチレーションサーベイメータ			1個	速やかに	可搬型放射線計測装置が動作可能であることを確認する。		3ヶ月に1回				放射線管理課長			
	β線サーベイメータ			1個	速やかに	可搬型放射線計測装置が動作可能であることを確認する。		3ヶ月に1回				放射線管理課長			
小型船舶	1台			速やかに	小型船舶が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長								
理由	・ 3、4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 （緊急時対策所の機能移行に伴う監視測定設備の所要数の見直し） （設備の屋内保管に伴う、予備の所要数からの削除）														

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

項目	設備	所要数 <sup>※1</sup>	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
風向、風速その他の気象条件の測定	可搬式気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A1. 計装係長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに  速やかに	可搬式気象観測装置の機能検査を実施する。	1年に1回	計装係長
					および A2. 計装係長は、代替措置 <sup>※5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。		可搬式気象観測装置が動作可能であることを確認する。		
電源確保	電源車（緊急時対策所用）	1個	モード1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A1. 計装係長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 計装係長は、代替措置 <sup>※5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに  速やかに	「90-19-1 代替電源設備からの給電」において運転上の制限を定める。		
	燃料油貯蔵タンク								
	重油タンク								
	タンクローリー								
<p>※1：3号炉および4号炉の合計所要数。                  ※2：設備毎に個別の条件が適用される。                  ※3：予備6個を含む。                  ※4：予備1個を含む。                  ※5：代替品の補充等</p>									
風向、風速その他の気象条件の測定	可搬式気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A1. 計装係長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに  速やかに	可搬式気象観測装置の機能検査を実施する。	1年に1回	計装係長
					および A2. 計装係長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。		可搬式気象観測装置が動作可能であることを確認する。		
電源確保	空冷式非常用発電装置	1個	モード1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A1. 計装係長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 計装係長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに  速やかに	「90-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。		
	燃料油貯蔵タンク								
	重油タンク								
	タンクローリー								
<p>※1：3号炉および4号炉の合計所要数。                  ※2：設備毎に個別の条件が適用される。                  ※3：代替品の補充等</p>									
理由	<p>・3、4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更                  （緊急時対策所の機能移行に伴う監視測定設備の所要数の見直し）                  （設備の屋内保管に伴う、予備の所要数からの削除）                  （電源確保に係る設備の変更）</p>								



変更前		変更後		理由
90-19-2 居住性の確保				
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所空気供給装置 居住性確保設備	(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統 <sup>※1</sup> が動作可能であること (2) 空気供給装置の所要数が使用可能であること (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること (4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ、緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび可搬式モニタリングポストの所要数が動作可能であること	緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所空気供給装置 居住性確保設備	(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統 <sup>※1</sup> が動作可能であること (2) 空気供給装置の所要数が使用可能であること (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること (4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタの所要数が動作可能であること	3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 (緊急時対策所の機能移行に伴う設備名称の変更および所要数の見直し)
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所可搬型空気浄化ファン 緊急時対策所可搬型空気浄化ファン 空気供給装置 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 空気供給装置 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 空気供給装置 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	1台 <sup>※2</sup> 1台 <sup>※2</sup> 720本 <sup>※2</sup> 1個 <sup>※2</sup> 1個 <sup>※2</sup> 1個 <sup>※2</sup> 1個 <sup>※2</sup>
<p>※1：1系統とは、緊急時対策所可搬型空気浄化ファン2台および緊急時対策所可搬型空気浄化ファンユニット2基。                  ※2：緊急時対策所（指揮所および待機場所）あたりの合計所要数。                  ※3：「90-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。</p>				

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
(2) 確認事項								
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
緊急時対策所空気浄化系	緊急時対策所可搬型空気浄化系（ファンおよびフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉保修課長	緊急時対策所空気浄化系（ファンおよびフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットより素除去効率（総合除去効率が99.75%（有機よう素）以上および99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉保修課長	3, 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更（緊急時対策所の機能移行に伴う設備名称の変更）
緊急時対策所空気供給装置	緊急時対策所可搬型空気浄化系（ファンおよびフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。	1年に1回	原子炉保修課長	緊急時対策所空気供給装置の所要数で使用可能であることを確認する。	空気供給装置の所要数で使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	
酸素濃度計	緊急時対策所可搬型空気浄化系（ファンおよびフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	
二酸化炭素濃度計	緊急時対策所可搬型空気浄化系（ファンおよびフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型空気浄化系（ファンおよびフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。	1年に1回	放射線管理課長	緊急時対策所内可搬型エリアモニタが機能検査を実施する。	機能検査を実施する。	1年に1回	放射線管理課長	
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型空気浄化系（ファンおよびフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	緊急時対策所内可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	緊急時対策所内可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型空気浄化系（ファンおよびフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。	1年に1回	放射線管理課長	緊急時対策所外可搬型エリアモニタが機能検査を実施する。	機能検査を実施する。	1年に1回	放射線管理課長	
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型空気浄化系（ファンおよびフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	緊急時対策所外可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	緊急時対策所外可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 動作可能な緊急時対策 所内可搬型エリアモ ニタまたは緊急時対 策所外可搬型エリア モニタが所要数を満 足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を 動作可能な状態に復旧する措置 を開始する。 および A.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※4</sup> を検討し原子炉主任技術者の確 認を得て実施する措置を開始す る。	速やかに  速やかに	3. 4号炉緊急時 対策所の機能移 行に伴う変更 (注記番号の変 更)
	B. 動作可能な緊急時対策 所空気浄化系が1系 統未満である場合	B.1 原子炉保修課長は、当該設備を 動作可能な状態に復旧する。 または B.2 原子炉保修課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確 認を得て実施する。	10日  10日	
	C. 使用可能な空気供給装 置が所要数を満足し ていない場合	C.1 放射線管理課長は、当該設備を 使用可能な状態に復旧する。 または C.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※2</sup> を検討し原子炉主任技術者の確 認を得て実施する。	10日  10日	
	D. 使用可能な酸素濃度計 または二酸化炭素濃 度計が所要数を満足 していない場合	D.1 放射線管理課長は、当該設備を 使用可能な状態に復旧する。 または D.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※2</sup> を検討し原子炉主任技術者の確 認を得て実施する。	10日  10日	
	E. 条件B、CまたはDの 措置を完了時間内に 達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間  56時間	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
(3) 要求される措置（続き）				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5、 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な緊急時対策 所内可搬型エリアモータまたは緊急時対策所外可搬型エリアモータが所要数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに	3. 4号炉緊急時 対策所の機能移 行に伴う変更 （注記番号の変 更）
	B. 動作可能な緊急時対策 所空気浄化系が1系統 未満である場合	B.1 原子炉保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 原子炉保修課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに	
	C. 使用可能な空気供給装置が所要数を満足していない場合	C.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに	
	D. 使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および D.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに	
(3) 要求される措置（続き）				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5、 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な緊急時対策 所内可搬型エリアモータまたは緊急時対策所外可搬型エリアモータが所要数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※4</sup> を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに	
	B. 動作可能な緊急時対策 所空気浄化系が1系統 未満である場合	B.1 原子炉保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 原子炉保修課長は、代替措置 <sup>※4</sup> を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに	
	C. 使用可能な空気供給装置が所要数を満足していない場合	C.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※4</sup> を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに	
	D. 使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および D.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※4</sup> を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに	
※3：代替品の補充等。				
※4：代替品の補充等。				

表 90-20 通信連絡を行うために必要な設備																	
90-20-1 通信連絡																	
機能	設 備	所要数・系統数 <sup>*1</sup>	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 <sup>*3</sup>			確認事項										
				条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当								
通信 連絡 設備	衛星電話（固定）	6台	モード 1、2、3 および4	A. 動作可能な衛星電話（固定、可搬、携帯）、トランシーバー、携行型通話装置、インターフォンまたは緊急時衛星通報システムが所要数を満足していない場合	A1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日 <sup>*6</sup>	衛星電話（固定）、緊急時衛星通報システム、TV会議システム、IP電話およびIP-FAXの通話、通信確認を実施する。	1ヶ月 に1回	電気保修課 長								
	衛星電話（携帯）	9台			または A2. 電気保修課長は、代替措置 <sup>*7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日											
	衛星電話（可搬）	1台			B. 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 <sup>*4</sup> が動作不能である場合	B1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。				10日 <sup>*6</sup>	衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、トランシーバー、携行型通話装置およびインターフォンの通話確認を実施する	3ヶ月 に1回	電気保修課 長				
	トランシーバー	29台				または B2. 電気保修課長は、代替措置 <sup>*8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。				10日							
	携行型通話装置	24台				C. 動作可能なSPDS表示装置 <sup>*5</sup> が所要数を満足していない場合				C1. 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。				10日	SPDS表示装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムの伝送確認を実施する。	1ヶ月 に1回	計装保修課 長
	インターフォン	4台								または C2. 計装保修課長は、代替措置 <sup>*7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。				10日			
	安全パラメータ表示システム（SPDS）	1系列 <sup>*2</sup>		D. 安全パラメータ表示システム（SPDS） <sup>*5</sup> または安全パラメータ伝送システム <sup>*5</sup> が動作不能である場合	D1. 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日 <sup>*6</sup>											
	安全パラメータ伝送システム	1系列 <sup>*2</sup>			または D2. 計装保修課長は、代替措置 <sup>*8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日											
	SPDS表示装置	2台		E. 条件A、B、C、DまたはEの措置を完了時間以内に達成できない場合	E1. 当直課長は、モード3にする。	12時間											
	緊急時衛星通報システム	1台			E2. 当直課長は、モード5にする。	56時間											
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム		1系列 <sup>*2</sup>	I P 電 話												
		I P 電 話															
	I P - F A X																

表 90-20 通信連絡を行うために必要な設備																	
90-20-1 通信連絡																	
機能	設 備	所要数・系統数 <sup>*1</sup>	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 <sup>*3</sup>			確認事項										
				条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当								
通信 連絡 設備	衛星電話（固定）	6台	モード 1、2、3 および4	A. 動作可能な衛星電話（固定、可搬、携帯）、トランシーバー、携行型通話装置または緊急時衛星通報システムが所要数を満足していない場合	A1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日 <sup>*6</sup>	衛星電話（固定）、緊急時衛星通報システム、TV会議システム、IP電話およびIP-FAXの通話、通信確認を実施する。	1ヶ月 に1回	電気保修課 長								
	衛星電話（携帯）	9台			または A2. 電気保修課長は、代替措置 <sup>*7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日											
	衛星電話（可搬）	1台			B. 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 <sup>*4</sup> が動作不能である場合	B1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。				10日 <sup>*6</sup>	衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、トランシーバーおよび携行型通話装置の通話確認を実施する	3ヶ月 に1回	電気保修課 長				
	トランシーバー	29台				または B2. 電気保修課長は、代替措置 <sup>*8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。				10日							
	携行型通話装置	22台				C. 動作可能なSPDS表示装置 <sup>*5</sup> が所要数を満足していない場合				C1. 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。				10日 <sup>*6</sup>	SPDS表示装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムの伝送確認を実施する。	1ヶ月 に1回	計装保修課 長
	安全パラメータ表示システム（SPDS）	1系列 <sup>*2</sup>								または C2. 計装保修課長は、代替措置 <sup>*7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。				10日			
	安全パラメータ伝送システム	1系列 <sup>*2</sup>		D. 安全パラメータ表示システム（SPDS） <sup>*5</sup> または安全パラメータ伝送システム <sup>*5</sup> が動作不能である場合	D1. 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日 <sup>*6</sup>											
	SPDS表示装置	2台			または D2. 計装保修課長は、代替措置 <sup>*8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日											
	緊急時衛星通報システム	2台		E. 条件A、B、C、DまたはEの措置を完了時間以内に達成できない場合	E1. 当直課長は、モード3にする。	12時間											
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム			I P 電 話												
		I P 電 話															
		I P - F A X															

理 由	3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 （緊急時対策所の機能移行に伴う所要数の変更）								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

90-20-1 通信連絡（続き）																	
項目	設備	所要数・系統数*	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>			確認事項										
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当								
通信連絡設備	衛星電話（固定）	6台	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な衛星電話（固定、可搬、携帯）、トランシーバー、携行型通話装置、インターフォンまたは緊急時衛星通報システムが所要数を満足していない場合	A1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに <sup>※6</sup>	衛星電話（固定）、緊急時衛星通報システム、TV会議システム、IP電話およびIP-FAXの通話、通信確認を実施する。	1ヶ月に1回	電気保修課長								
	衛星電話（携帯）	9台			または A2. 電気保修課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに											
	衛星電話（可搬）	1台															
	トランシーバー	29台															
	携行型通話装置	24台															
	インターフォン	4台															
	安全パラメータ表示システム（SPDS）	1系列 <sup>※2</sup>			B. 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 <sup>※4</sup> が動作不能である場合	B1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。				速やかに <sup>※6</sup>	衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、トランシーバー、携行型通話装置およびインターフォンの通話確認を実施する	3ヶ月に1回	電気保修課長				
	安全パラメータ伝送システム	1系列 <sup>※2</sup>				または B2. 電気保修課長は、代替措置 <sup>※8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。				速やかに							
	SPDS表示装置	2台															
	緊急時衛星通報システム	1台				C. 動作可能なSPDS表示装置 <sup>※5</sup> が所要数を満足していない場合				C1. 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。				速やかに	SPDS表示装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムの伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回	計装保修課長
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	1系列 <sup>※2</sup>								または C2. 計装保修課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。				速やかに			
	IP電話									D1. 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。				速やかに <sup>※6</sup>			
	IP-FAX									D2. 計装保修課長は、代替措置 <sup>※8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。				速やかに			
空冷式非常用発電装置	「90-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。																
燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー	「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める																
電源車（緊急時対策所用）	「90-19-1 代替電源設備からの給電」において運転上の制限を定める。																

90-20-1 通信連絡（続き）																	
項目	設備	所要数・系統数*	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>			確認事項										
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当								
通信連絡設備	衛星電話（固定）	6台	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な衛星電話（固定、可搬、携帯）、トランシーバー、携行型通話装置または緊急時衛星通報システムが所要数を満足していない場合	A1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに <sup>※6</sup>	衛星電話（固定）、緊急時衛星通報システム、TV会議システム、IP電話およびIP-FAXの通話、通信確認を実施する。	1ヶ月に1回	電気保修課長								
	衛星電話（携帯）	9台			または A2. 電気保修課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに											
	衛星電話（可搬）	1台															
	トランシーバー	29台															
	携行型通話装置	22台															
	安全パラメータ表示システム（SPDS）	1系列 <sup>※2</sup>			B. 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 <sup>※4</sup> が動作不能である場合	B1. 電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。				速やかに <sup>※6</sup>	衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、トランシーバーおよび携行型通話装置の通話確認を実施する	3ヶ月に1回	電気保修課長				
	安全パラメータ伝送システム	1系列 <sup>※2</sup>				または B2. 電気保修課長は、代替措置 <sup>※8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。				速やかに							
	SPDS表示装置	2台															
	緊急時衛星通報システム	2台				C. 動作可能なSPDS表示装置 <sup>※5</sup> が所要数を満足していない場合				C1. 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。				速やかに <sup>※6</sup>	SPDS表示装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムの伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回	計装保修課長
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	1系列 <sup>※2</sup>								または C2. 計装保修課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。				速やかに			
	IP電話									D1. 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。				速やかに <sup>※6</sup>			
	IP-FAX									D2. 計装保修課長は、代替措置 <sup>※8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。				速やかに			
	空冷式非常用発電装置	「90-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。															
燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー	「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める																
電源車（緊急時対策所用）	「90-19-1 代替電源設備からの給電」において運転上の制限を定める。																

理由 3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更（緊急時対策所の機能移行に伴う所要数の変更）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変 更 前</p>	<p>※1：3号炉および4号炉の合計所要数・系統数。          ※2：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、<u>無線系</u>または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IP-FAXのいずれかにより通信可能であることをいう。          ※3：設備ごとに個別の条件が適用される。          ※4：衛星携帯電話設備等の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。          ※5：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。          ※6：衛星電話（固定、携帯、可搬）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。          ※7：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。          ※8：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムの代替措置は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、通信機器の補充等をいう。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変 更 後</p>	<p>※1：3号炉および4号炉の合計所要数・系統数。          ※2：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IP-FAXのいずれかにより通信可能であることをいう。          ※3：設備ごとに個別の条件が適用される。          ※4：衛星携帯電話設備等の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。          ※5：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。          ※6：衛星電話（固定、携帯、可搬）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、<u>SPDS表示装置</u>、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。          ※7：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。          ※8：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムの代替措置は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、通信機器の補充等をいう。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">理 由</p>	<p>3、4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更          （緊急時対策所の機能移行に伴う設備の変更）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(運転員の確保) 第152条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者は、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり表152に定める人数の者をそろえ、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表152に定める人数のうち、1名は当直課長とする。 (中略)</p> <p>表152</p> <table border="1" data-bbox="603 1464 954 2063"> <tr> <td data-bbox="603 1464 746 1720">中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード</td> <td data-bbox="603 1720 746 2063">A 中央制御室<sup>※1</sup> (1号炉および2号炉)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="746 1464 810 1720">原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合<sup>※2</sup></td> <td data-bbox="746 1720 810 2063">10名以上<sup>※3※4</sup></td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1464 874 1720">原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合<sup>※2</sup></td> <td data-bbox="810 1720 874 2063">8名以上<sup>※3※5</sup></td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1464 954 1720">使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合<sup>※2※3</sup></td> <td data-bbox="874 1720 954 2063">6名以上<sup>※3</sup></td> </tr> </table> <p>※1：複数の運転モードに該当する場合、要求される運転員数の多い方が適用される。                  ※2：照射済燃料移動中も含む。                  ※3：当直課長を含む。                  ※4：内4名が3号炉および4号炉現場作業応援。                  ※5：内2名が3号炉または4号炉現場作業応援。</p>	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 <sup>※1</sup> (1号炉および2号炉)	原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合 <sup>※2</sup>	10名以上 <sup>※3※4</sup>	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合 <sup>※2</sup>	8名以上 <sup>※3※5</sup>	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 <sup>※2※3</sup>	6名以上 <sup>※3</sup>	<p>(運転員の確保) 第152条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者は、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり4名以上をそろえ、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、4名以上のうち、1名は当直課長とする。 (中略)</p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 (緊急時対策所の機能移行に伴う体制の変更)</p>
中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 <sup>※1</sup> (1号炉および2号炉)									
原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合 <sup>※2</sup>	10名以上 <sup>※3※4</sup>									
原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合 <sup>※2</sup>	8名以上 <sup>※3※5</sup>									
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 <sup>※2※3</sup>	6名以上 <sup>※3</sup>									



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
	<p>附 則（ 年 月 日 平成26原安普通達第4号一 ）            （施行期日）            第 1 条 この通達は、緊急時対策所の設置に係る工事の計画に係る全ての工事が完了した時の使用前検査終了日以降に施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</li> <li>・この規定は、緊急時対策所の設置に係る工事の計画に係る全ての工事が完了した時の使用前検査終了日以降に施行する</li> </ul>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連） （中略）</p> <p>3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 （中略）</p> <p>3. 4 手順書の整備 （1）各課（室）長（当直課長を除く。）は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 （中略）</p> <p>h. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時において、緊急時対策所指揮所扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。 （a）緊急時対策所の居住性確保 各課（室）長は、緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、<u>降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉（2箇所）に仮設フィルタを取り付ける。</u></p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連） （中略）</p> <p>3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 （中略）</p> <p>3. 4 手順書の整備 （1）各課（室）長（当直課長を除く。）は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 （中略）</p> <p>h. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時において、緊急時対策所入口扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。 （a）緊急時対策所の居住性確保 各課（室）長は、緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、<u>降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉（2箇所）に仮設フィルタを取り付ける。</u></p> <p>ア. 手順書の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおしい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されなかった場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>i. 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合には、3号および4号炉タービン建屋内に配置した電源車および1号および2号炉燃料取扱建屋内に配置した電源車（緊急時対策所用）（DB）から給電する。 （a）電源車および電源車（緊急時対策所用）（DB）の準備作業 各課（室）長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない3号および4号炉タービン建屋内へ、および電源車（緊急時対策所用）（DB）を降下火砕物の影響を受けることのない1号および2号炉燃料取扱建屋内へそれぞれ移動し準備作業を行う。</p> <p>ア. 手順書の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおしい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されなかった場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 （緊急時対策所の機能移行に伴う設備の変更）</p> <p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 （緊急時対策所の機能移行に伴う設備の変更）</p>
<p>ア. 手順書の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおしい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されなかった場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>i. 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合には、3号および4号炉タービン建屋内に配置した電源車および1号および2号炉燃料取扱建屋内に配置した電源車（緊急時対策所用）（DB）から給電する。 （a）電源車および電源車（緊急時対策所用）（DB）の準備作業 各課（室）長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない3号および4号炉タービン建屋内へ移動し準備作業を行う。</p> <p>ア. 手順書の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおしい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されなかった場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p>	<p>ア. 手順書の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおしい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されなかった場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>i. 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合には、3号および4号炉タービン建屋内に配置した電源車から給電する。 （a）電源車の準備作業 各課（室）長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない3号および4号炉タービン建屋内へ移動し準備作業を行う。</p> <p>ア. 手順書の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおしい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されなかった場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 （緊急時対策所の機能移行に伴う設備の変更）</p> <p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 （緊急時対策所の機能移行に伴う設備の変更）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																																																																																																																								
<p>(b) 電源車および電源車（緊急時対策所用）(D.B.)からの給電開始 緊急時対策本部および当直課長は、電源車および電源車（緊急時対策所用）(D.B.)からの給電準備を行ったのち給電を開始する。 ア. 手順着手の判断基準 電源車による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉または4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合</p> <p>(中略)</p> <p>火山影響等発生時の対策における主な作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>e (a)</td> <td>ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>6</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>e (b)</td> <td>ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>8</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃<sup>※1</sup></td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>4</td> <td>80分</td> </tr> <tr> <td>g (a)</td> <td>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（電源車の移動）</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>25分</td> </tr> <tr> <td>i (a)</td> <td>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（給電用ケーブル敷設）</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>35分</td> </tr> <tr> <td>g (a)</td> <td>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（ホース接続・系統構成）</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>5</td> <td>110分</td> </tr> <tr> <td>g (b)</td> <td>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>i (b)</td> <td>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却（電源車からの給電開始（不要員割り振り無し・変電操作）</td> <td>運転員等 （中央制御室、現場）</td> <td>3</td> <td>35分</td> </tr> <tr> <td>i (a)</td> <td>電源車（緊急時対策所用）(D.B.)の準備作業<sup>※2</sup></td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>3 (3号炉および4号炉合計)</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>i (b)</td> <td>電源車（緊急時対策所用）(D.B.)からの給電開始</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2 (3号炉および4号炉合計)</td> <td>40分</td> </tr> </tbody> </table>	作業手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	e (a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6	50分	e (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	8	20分		ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃 <sup>※1</sup>	緊急安全対策要員	4	80分	g (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（電源車の移動）	緊急安全対策要員	2	25分	i (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（給電用ケーブル敷設）	緊急安全対策要員	2	35分	g (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（ホース接続・系統構成）	緊急安全対策要員	5	110分	g (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却	緊急安全対策要員	2	20分	i (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却（電源車からの給電開始（不要員割り振り無し・変電操作）	運転員等 （中央制御室、現場）	3	35分	i (a)	電源車（緊急時対策所用）(D.B.)の準備作業 <sup>※2</sup>	緊急安全対策要員	3 (3号炉および4号炉合計)	50分	i (b)	電源車（緊急時対策所用）(D.B.)からの給電開始	緊急安全対策要員	2 (3号炉および4号炉合計)	40分	<p>(b) 電源車からの給電開始 緊急時対策本部および当直課長は、電源車からの給電準備を行ったのち給電を開始する。 ア. 手順着手の判断基準 電源車による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉または4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合</p> <p>(中略)</p> <p>火山影響等発生時の対策における主な作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>e (a)</td> <td>ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>6</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>e (b)</td> <td>ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>8</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃<sup>※1</sup></td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>4</td> <td>80分</td> </tr> <tr> <td>g (a)</td> <td>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（電源車の移動）</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>25分</td> </tr> <tr> <td>i (a)</td> <td>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（給電用ケーブル敷設）</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>35分</td> </tr> <tr> <td>g (a)</td> <td>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（ホース接続・系統構成）</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>5</td> <td>110分</td> </tr> <tr> <td>g (b)</td> <td>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>i (b)</td> <td>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却（電源車からの給電開始（不要員割り振り無し・変電操作）</td> <td>運転員等 （中央制御室、現場）</td> <td>3</td> <td>35分</td> </tr> <tr> <td>h (a)</td> <td>緊急時対策所の居住性確保（仮設フィルタ取付）</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2 (3号炉および4号炉合計)</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>j (a)</td> <td>軽油ドラム缶の建屋近傍への移動</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>6 (3号炉および4号炉合計)</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>k (a)</td> <td>消火水バックアップタンクから復水ビレットへの補給準備</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>1 (3号炉および4号炉合計)</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>k (b)</td> <td>消火水バックアップタンクから復水ビレットへの補給</td> <td>緊急安全対策要員 運転員等 （中央制御室）</td> <td>3 1 (3号炉および4号炉合計)</td> <td>75分</td> </tr> </tbody> </table>	作業手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	e (a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6	50分	e (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	8	20分		ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃 <sup>※1</sup>	緊急安全対策要員	4	80分	g (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（電源車の移動）	緊急安全対策要員	2	25分	i (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（給電用ケーブル敷設）	緊急安全対策要員	2	35分	g (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（ホース接続・系統構成）	緊急安全対策要員	5	110分	g (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却	緊急安全対策要員	2	20分	i (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却（電源車からの給電開始（不要員割り振り無し・変電操作）	運転員等 （中央制御室、現場）	3	35分	h (a)	緊急時対策所の居住性確保（仮設フィルタ取付）	緊急安全対策要員	2 (3号炉および4号炉合計)	50分	j (a)	軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員	6 (3号炉および4号炉合計)	50分	k (a)	消火水バックアップタンクから復水ビレットへの補給準備	緊急安全対策要員	1 (3号炉および4号炉合計)	30分	k (b)	消火水バックアップタンクから復水ビレットへの補給	緊急安全対策要員 運転員等 （中央制御室）	3 1 (3号炉および4号炉合計)	75分	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 （緊急時対策所の機能移行に伴う設備の変更）</p> <p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 （緊急時対策所の機能移行に伴う火山影響等発生時の対策における主な作業の変更）</p>
作業手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																																																																						
e (a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6	50分																																																																																																																						
e (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	8	20分																																																																																																																						
	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃 <sup>※1</sup>	緊急安全対策要員	4	80分																																																																																																																						
g (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（電源車の移動）	緊急安全対策要員	2	25分																																																																																																																						
i (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（給電用ケーブル敷設）	緊急安全対策要員	2	35分																																																																																																																						
g (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（ホース接続・系統構成）	緊急安全対策要員	5	110分																																																																																																																						
g (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却	緊急安全対策要員	2	20分																																																																																																																						
i (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却（電源車からの給電開始（不要員割り振り無し・変電操作）	運転員等 （中央制御室、現場）	3	35分																																																																																																																						
i (a)	電源車（緊急時対策所用）(D.B.)の準備作業 <sup>※2</sup>	緊急安全対策要員	3 (3号炉および4号炉合計)	50分																																																																																																																						
i (b)	電源車（緊急時対策所用）(D.B.)からの給電開始	緊急安全対策要員	2 (3号炉および4号炉合計)	40分																																																																																																																						
作業手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																																																																						
e (a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6	50分																																																																																																																						
e (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	8	20分																																																																																																																						
	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃 <sup>※1</sup>	緊急安全対策要員	4	80分																																																																																																																						
g (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（電源車の移動）	緊急安全対策要員	2	25分																																																																																																																						
i (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（給電用ケーブル敷設）	緊急安全対策要員	2	35分																																																																																																																						
g (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（ホース接続・系統構成）	緊急安全対策要員	5	110分																																																																																																																						
g (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却	緊急安全対策要員	2	20分																																																																																																																						
i (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却（電源車からの給電開始（不要員割り振り無し・変電操作）	運転員等 （中央制御室、現場）	3	35分																																																																																																																						
h (a)	緊急時対策所の居住性確保（仮設フィルタ取付）	緊急安全対策要員	2 (3号炉および4号炉合計)	50分																																																																																																																						
j (a)	軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員	6 (3号炉および4号炉合計)	50分																																																																																																																						
k (a)	消火水バックアップタンクから復水ビレットへの補給準備	緊急安全対策要員	1 (3号炉および4号炉合計)	30分																																																																																																																						
k (b)	消火水バックアップタンクから復水ビレットへの補給	緊急安全対策要員 運転員等 （中央制御室）	3 1 (3号炉および4号炉合計)	75分																																																																																																																						
<p>※1：1班4名で2班が交代して実施する。 ※2：可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員4名が60分以内で実施する。</p>	<p>※1：1班4名で2班が交代して実施する。 ※2：可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員4名が60分以内で実施する。</p>																																																																																																																									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前
<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表 1 から表 1-9 に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>(略)</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 所長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者などを社内標準に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(略)</p> <p>(λ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第 13 条に規定する運転員、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員について、以下のとおり役割割および人数を割り当て確保する。</p> <p>a 原子力防災組織の統括管理および全体指揮を行う全体指揮者、原子炉毎の指揮を行うユニット指揮者、原子炉毎の通報連絡を行う通報連絡者ならびに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員 6 名、運転操作指揮を行う当直課長、当直主任および運転操作対応を行う運転員 12 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 10 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 8 名）、運転支援活動、電源確保活動、給水活動、設備対応、消防活動およびガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員 40 名（3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 35 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 30 名）の計 58 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 51 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 44 名）ならびに被災後 6 時間以内を目途として参集し、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員 10 名（以下「召集要員」という。）の合計 68 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 61 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 54 名）を確保する。</p> <p>なお、上記とは別に1号炉および2号炉の対応を行う1号炉および2号炉の運転員 4 名を確保する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表 1 から表 1-9 に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>(略)</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 所長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者などを社内標準に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(略)</p> <p>(λ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第 13 条に規定する運転員、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員について、以下のとおり役割割および人数を割り当て確保する。</p> <p>a 原子力防災組織の統括管理および全体指揮を行う全体指揮者、原子炉毎の指揮を行うユニット指揮者、原子炉毎の通報連絡を行う通報連絡者ならびに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員 6 名、運転操作指揮を行う当直課長、当直主任および運転操作対応を行う運転員 12 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 10 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 8 名）、1号炉および2号炉の運転員 10 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 6 名）、運転支援活動、電源確保活動、給水活動、設備対応、消防活動およびガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員 30 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 33 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 30 名）の計 64 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 57 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 50 名）ならびに被災後 6 時間以内を目途として参集し、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員 10 名（以下「召集要員」という。）の合計 74 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 67 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 60 名）を確保する。</p> <p>なお、1号炉および2号炉の運転員 10 名のうち、4名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 2名）が3号炉および4号炉現場作業応援を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表 1 から表 1-9 に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>(略)</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 所長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者などを社内標準に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(略)</p> <p>(λ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第 13 条に規定する運転員、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員について、以下のとおり役割割および人数を割り当て確保する。</p> <p>a 原子力防災組織の統括管理および全体指揮を行う全体指揮者、原子炉毎の指揮を行うユニット指揮者、原子炉毎の通報連絡を行う通報連絡者ならびに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員 6 名、運転操作指揮を行う当直課長、当直主任および運転操作対応を行う運転員 12 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 10 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 8 名）、1号炉および2号炉の運転員 10 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 6 名）、運転支援活動、電源確保活動、給水活動、設備対応、消防活動およびガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員 30 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 33 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 30 名）の計 64 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 57 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 50 名）ならびに被災後 6 時間以内を目途として参集し、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員 10 名（以下「召集要員」という。）の合計 74 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 67 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 60 名）を確保する。</p> <p>なお、1号炉および2号炉の運転員 10 名のうち、4名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 2名）が3号炉および4号炉現場作業応援を行う。</p> <p>(以下略)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>(略)</p> <p>表一17 監視測定等に関する手順等 表一18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 表一19 通信連絡に関する手順等 表一20 重大事故等対策における操作の成立性</p> <p>(略)</p> <p>表一17 操作手順 17. 監視測定等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故が発生した場合に発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録するため、放射性物質の濃度および放射線量を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>(略)</p>	<p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>(略)</p> <p>表一17 監視測定等に関する手順等 表一18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 表一19 通信連絡に関する手順等 表一20 重大事故等対策における操作の成立性</p> <p>(略)</p> <p>表一17 操作手順 17. 監視測定等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故が発生した場合に発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録するため、放射性物質の濃度および放射線量を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>(略)</p>	
<p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>(略)</p> <p>表一17 監視測定等に関する手順等 表一18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 表一19 通信連絡に関する手順等 表一20 重大事故等対策における操作の成立性</p> <p>(略)</p> <p>表一17 操作手順 17. 監視測定等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故が発生した場合に発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録するため、放射性物質の濃度および放射線量を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>(略)</p>	<p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>(略)</p> <p>表一17 監視測定等に関する手順等 表一18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 表一19 通信連絡に関する手順等 表一20 重大事故等対策における操作の成立性</p> <p>(略)</p> <p>表一17 操作手順 17. 監視測定等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故が発生した場合に発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録するため、放射性物質の濃度および放射線量を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>(略)</p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 (モニタリングステーションおよびモニタリングポストへの代替交流電源設備からの給電)</p>
<p>モニタリングステーションおよびモニタリングポストへの代替交流電源設備からの給電</p> <p>発電所対策本部は、全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーションおよびモニタリングポストへ給電する。 給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリングステーションおよびモニタリングポスト専用の無停電電源装置からの給電を優先し、代替交流電源設備による給電が開始されれば給電元を切り替える。 その後、代替交流電源設備（電源車（緊急時対策用））により緊急時対策所を経由してモニタリングステーションおよびモニタリングポストへ給電する。 給電の手順は、表一18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照。 モニタリングステーションおよびモニタリングポストは、電源が喪失した状態から給電した場合は、自動的に放射線量の連続測定を開始する。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合</p>	<p>モニタリングステーションおよびモニタリングポストへの代替交流電源設備からの給電</p> <p>発電所対策本部は、全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーションおよびモニタリングポストへ給電する。 給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリングステーションおよびモニタリングポスト専用の無停電電源装置からの給電を優先し、代替交流電源設備による給電が開始されれば給電元が自動で切り替わる。 その後、代替交流電源設備（空冷式非常用発電装置）によりモニタリングステーションおよびモニタリングポストへ給電する。 給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順書等」参照。 モニタリングステーションおよびモニタリングポストは、電源が喪失した状態から給電した場合は、自動的に放射線量の連続測定を開始する。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合</p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 (モニタリングステーションおよびモニタリングポストへの代替交流電源設備からの給電の変更) (給電の手順書の適正化)</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>表-1-18 操作手順 1.8. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な、居住性の確保、必要な指示および通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段 <u>居住性の確保</u> 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所可搬型空気浄化ファンおよび緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニット（以下「緊急時対策所可搬型空気浄化装置」という。）による放射性物質の侵入低減、空気供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1. 緊急時対策所の立上げの手順 緊急安全対策要員、運転員および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げる。 (1) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順 発電所対策本部は、緊急時対策所可搬型空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタを通気することにより放射性物質の侵入を低減する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所可搬型空気浄化ファンを起動する。 a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(2) 空気供給装置による空気供給準備手順 発電所対策本部は、空気供給装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。 a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(3) 緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順 発電所対策本部は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、<u>緊急時対策所</u>に<u>埋</u>所および<u>緊急時対策所待機場所</u>内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。</p>	<p>表-1-18 操作手順 1.8. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な、居住性の確保、必要な指示および通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段 <u>居住性の確保</u> 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化ファンおよび緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（以下「緊急時対策所可搬型空気浄化装置」という。）による放射性物質の侵入低減、空気供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1. 緊急時対策所の立上げの手順 緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げる。 (1) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順 発電所対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタを通気することにより放射性物質の侵入を低減する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを起動する。 a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(2) 空気供給装置による空気供給準備手順 発電所対策本部は、空気供給装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。 a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(3) 緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順 発電所対策本部は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、<u>緊急時対策所</u>内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。</p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 (緊急時対策所の機能移行に伴う設備名の変更)</p> <p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 (緊急時対策所の機能移行に伴う緊急時対策所立上げ体制の見直し)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所換気設備を運転している場合</p> <p>2. 原子力災害対策特別措置法第 10 条事象発生時の手順 発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生した場合に、緊急時対策所内に緊急時対策用エアモニタを、1号炉および2号炉の原子炉補助建屋内でかつ、緊急時対策所の外に緊急時対策用エアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。可搬式モニタリングポストのうち、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬式モニタリングポストを、緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。 (1) 緊急時対策所内可搬式エアモニタおよび緊急時対策所外可搬式エアモニタ設置手順 緊急時対策所内に緊急時対策用エアモニタを、1号炉および2号炉の原子炉補助建屋内でかつ、緊急時対策所の外に緊急時対策用エアモニタを設置する。 a. 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生した場合</p> <p>(2) その他の手順項目にて考慮する手順 3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬式モニタリングポストを設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。</p> <p>3. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。 (1) 緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要員について ブルーム通過中においても、緊急時対策所へとどまる要員は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプ等の給油や監視等、ブルーム通過後も継続する活動に必要な要員、3号炉および4号炉の運転員さらに、1号炉および2号炉の運転員とする。なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。 (2) 空気供給装置への切替準備手順 発電所対策本部は、可搬式モニタリングポストの指示上昇や炉心損傷が生じると、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化および緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 ブルーム放出のおそれがある場合 具体的には以下にいずれかに該当した場合 (a) ブルーム放出前の段階において、直接線、スカイシャイン線により、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬式モニタリングポストの指示が上昇傾向となった場合 (b) 中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。また</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所換気設備を運転している場合（「緊急時対策所換気設備」とは、「緊急時対策所可搬式空気浄化装置および空気供給装置」をいう。）</p> <p>2. 原子力災害対策特別措置法第 10 条事象発生時の手順 発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生した場合に、緊急時対策所内に緊急時対策用エアモニタを、3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に緊急時対策用エアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策用エアモニタを、緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。 (1) 緊急時対策所内可搬式エアモニタおよび緊急時対策所外可搬式エアモニタ設置手順 緊急時対策所内に緊急時対策用エアモニタを、3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に緊急時対策用エアモニタを設置する。 a. 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第 10 条事象が発生した場合</p> <p>3. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。 (1) 緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要員について ブルーム通過中においても、緊急時対策所へとどまる要員は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプ等の給油や監視等、ブルーム通過後も継続する活動に必要な要員、3号炉および4号炉の運転員さらに、1号炉および2号炉の運転員とする。なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。 (2) 空気供給装置への切替準備手順 発電所対策本部は、緊急時対策所外可搬式エアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じると、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化および緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 ブルーム放出のおそれがある場合 具体的には以下にいずれかに該当した場合 (a) ブルーム放出前の段階において、直接線、スカイシャイン線により、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬式エアモニタの指示が上昇傾向となった場合 (b) 中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。また</p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 (緊急時対策所換気設備の定義の明確化)</p> <p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 (緊急時対策所の機能移行に伴う設備の変更) (以下、同じ)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>は、緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合</p> <p>(c) 炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。または、緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合</p> <p>(3) 空気供給装置への切替手順                      発電所対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、3号炉および4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した可搬式モニタリングポストおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所待機場における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所内可搬型空気供給装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、<u>それ</u>の空気流入量を調整する。                      a. 手順着手の判断基準                      以下のいずれかに該当した場合                      (a) <u>3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した可搬式モニタリングポストの指示値が上昇傾向にある場合</u>                      (b) <u>緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示値が0.1mSv/h以上となった場合</u></p> <p>(4) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順                      発電所対策本部は、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した可搬式モニタリングポストおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示値が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置へ切り替える。                      a. 手順着手の判断基準                      3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した可搬式モニタリングポストおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタにて空気吸収率等を継続的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合</p> <p><b>必要な指示および通信連絡</b>                      発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視または収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。                      重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所指揮所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。                      重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う。                      全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の情報収集設備およ</p>	<p>は、緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合</p> <p>(c) 炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。または、緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合</p> <p>(3) 空気供給装置への切替手順                      発電所対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、3号炉および4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所内可搬型空気供給装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。                      a. 手順着手の判断基準                      以下のいずれかに該当した場合                      (a) <u>緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示値が0.1mSv/h以上となった場合</u>                      (b) <u>緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示値が0.5mSv/h以上となった場合</u></p> <p>(4) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順                      発電所対策本部は、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタまたは緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示値が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置へ切り替える。                      a. 手順着手の判断基準                      3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エリアモニタにて空気吸収率等を継続的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合</p> <p><b>必要な指示および通信連絡</b>                      発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視または収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。                      重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。                      重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う。                      全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の情報収集設備およ</p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更                      (緊急時対策所の機能移行に伴う設備の変更)</p> <p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更                      (緊急時対策所の機能移行に伴う設備の変更)</p> <p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更                      (緊急時対策所の機能移行に伴う設備の変更)</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>び通信連絡設備へ給電する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備である安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。 (1) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。</li> <li>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 各課室長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所指運所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</li> <li>通信連絡に関する手順等 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行う。 発電所内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手続等、必要な手順は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照。</li> </ol> <p><b>必要な数の要員の収容</b> 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。 発電所対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>放射線管理資機材、飲料水、食料等の維持管理等について (1) 放射線管理用資機材の維持管理について 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の対策要員の装備(線量計、マスク等)を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。 少なくとも外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</li> <li>放射線管理について 1 チェンジングエリアの運用手順 緊急時対策所は、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体カバーおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを通常時から設置し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。 手順着手の判断基準</li> </ol>	<p>び通信連絡設備へ給電する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備である安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。 (1) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。</li> <li>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 各課室長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</li> <li>通信連絡に関する手順等 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行う。 発電所内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手続等、必要な手順は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照。</li> </ol> <p><b>必要な数の要員の収容</b> 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。 発電所対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>放射線管理資機材、飲料水、食料等の維持管理等について (1) 放射線管理用資機材の維持管理について 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の対策要員の装備(線量計、マスク等)を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。 少なくとも外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</li> <li>放射線管理について 1 チェンジングエリアの運用手順 緊急時対策所は、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体カバーおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを通常時から設置し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。 手順着手の判断基準</li> </ol>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 (緊急時対策所の機能移行に伴う設備の変更) (以下、同じ)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>可搬型モニタリングボスト等にて放射線量等を監視し、ブルームの通過および屋外作業可能なレベルまでの低下が確認された場合</p> <p>2 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順 発電所対策本部は、緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニットの性能の低下等、緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニットの切替えが必要となった場合、待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。 手順着手の判断基準 フィルタユニットの性能の低下等により運転中の緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合</p> <p><u>代替電源設備からの給電</u> 発電所対策本部は、緊急時対策所立上げ時における代替電源として、電源車（緊急時対策所）から緊急時対策所へ給電する。 なお、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置のうち、3号炉および4号炉の原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時において、空冷式非常用発電装置から給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>1. 電源車（緊急時対策所用）による給電 緊急時対策所立上げ時は、<u>電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所へ給電する。</u> 代替交流電源である電源車（緊急時対策所用）は、<u>緊急時対策所立上げ時にケーブル接続等の準備を行うとともに、起動し緊急時対策所へ給電を開始する。</u> 発電所対策本部は、緊急時対策所立上げ時には、<u>待機側の電源車（緊急時対策所用）も起動して無負荷運転で待機する。</u>故障等により発電機の切替えが必要になった場合には、<u>速やかに待機側の電源車（緊急時対策所用）からの給電に切り替える。</u>ただし、<u>1号炉側非常用電源から受電が継続されている場合、またはDB事象等に応じて電源車（緊急時対策所用）(DB)から受電が継続されている場合には、その状態を継続してもよいが、電源車（緊急時対策所用）の準備および起動を行い、無負荷運転で待機させることとする。</u></p> <p>(1) 電源車（緊急時対策所用）準備手順 発電所対策本部は、<u>緊急時対策所立上げ時にケーブル接続を行う。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(2) 電源車（緊急時対策所用）起動手順 発電所対策本部は、<u>緊急時対策所立上げ時に電源車（緊急時対策所用）の起動を行う。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準 <u>緊急時対策所の立上げ時</u></p> <p>(3) 電源車（緊急時対策所用）の切替えおよび燃料給油手順 a. 電源車（緊急時対策所用）の切替手順 発電所対策本部は、<u>使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生し</u></p>	<p>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ等にて放射線量を監視し、ブルームの通過および屋外作業可能なレベルまでの低下が確認された場合</p> <p>2 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順 発電所対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの性能の低下等、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替えが必要となった場合、待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。 手順着手の判断基準 フィルタユニットの性能の低下等により運転中の緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合</p> <p><u>代替電源設備からの給電</u> 発電所対策本部は、<u>非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所へ給電する。</u> なお、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置のうち、3号炉および4号炉の原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時において、空冷式非常用発電装置から給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>1. 電源車（緊急時対策所用）による給電 非常用母線からの給電喪失時又はその発生に備え、<u>緊急時対策所の電源を確保するため、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）を準備する。</u>非常用母線からの給電喪失時は、<u>電源車（緊急時対策所用）1台を起動し、緊急時対策所へ給電する。</u></p> <p>(1) 電源車（緊急時対策所用）準備手順 発電所対策本部は、<u>緊急時対策所立上げ時にケーブル接続を行う手順を整備する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(2) 電源車（緊急時対策所用）起動手順 発電所対策本部は、<u>非常用母線からの給電喪失時の電源車（緊急時対策所用）の起動を行う手順を整備する。</u></p> <p>a. 手順着手の判断基準 <u>非常用母線からの給電喪失時</u></p> <p>(3) 電源車（緊急時対策所用）の切替えおよび燃料給油手順 a. 電源車（緊急時対策所用）の切替手順 発電所対策本部は、<u>使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生し</u></p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 (緊急時対策所の機能移行に伴う設備の変更)</p> <p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 (緊急時対策所の機能移行に伴う設備（電源構成）の変更)</p> <p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 (記載の適正化)</p> <p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 (緊急時対策所の機能移行に伴う設備（電源構成）の変更)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>場合、電源車（緊急時対策所用）の切替えを行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生した場合など、運転中の電源車（緊急時対策所用）の停止が必要となった場合</p> <p>b. 電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順 発電所対策本部は、電源車（緊急時対策所用）を運転し燃料補給が必要となった場合、燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクからタンクローリーへ給油し、電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへ補給を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 電源車（緊急時対策所用）を運転した場合において、各発電機の燃料の管理油量を確認後、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間に達した場合、または待機側の電源車（緊急時対策所用）にあっては、<u>無負荷運転時における燃料補給作業着手時間に達した場合</u></p> <p>(4) <u>電源車（緊急時対策所用）の待機運転手順</u> 発電所対策本部は、<u>ブルーム放出のおそれがある場合、待機側の電源車（緊急時対策所用）の無負荷運転を継続する。</u></p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u> <u>ブルーム放出のおそれがある場合</u></p>	<p>場合、電源車（緊急時対策所用）の切替えを行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生した場合など、運転中の電源車（緊急時対策所用）の停止が必要となった場合</p> <p>b. 電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順 発電所対策本部は、電源車（緊急時対策所用）を運転し燃料補給が必要となった場合、燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクからタンクローリーへ給油し、電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへ補給を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 電源車（緊急時対策所用）を運転した場合において、各発電機の燃料の管理油量を確認後、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間に達した場合</p>	<p>変更)</p> <p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更（待機側電源車の無負荷運転の記載削除）</p>
<p><u>必要な数の要員の収容・代替電源設備からの給電</u> (配慮すべき事項)</p> <p>○ 放射線管理</p> <p>(1) チェンジングエリア内では現場作業を行う緊急時対策本部要員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合には、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染による廃水が発生した場合、ウエスに染み込ませることと放射線廃棄物として廃棄する。</p> <p>(2) 現場作業を行う緊急時対策本部要員等が緊急時対策所の外で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、<u>遮蔽効果のある原子炉補助建屋</u>内で待機する。</p> <p>○ 燃料補給 電源車（緊急時対策所用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間連続運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量については、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p><u>必要な数の要員の収容・代替電源設備からの給電</u> (配慮すべき事項)</p> <p>○ 放射線管理</p> <p>(1) チェンジングエリア内では現場作業を行う緊急時対策本部要員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合には、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染による廃水が発生した場合、ウエスに染み込ませることと放射線廃棄物として廃棄する。</p> <p>(2) 現場作業を行う緊急時対策本部要員等が身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、<u>遮蔽効果のある緊急時対策所内</u>で待機する。</p> <p>○ 燃料補給 電源車（緊急時対策所用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間連続運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量については、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更（待機側電源車の無負荷運転の記載削除）</p> <p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更（緊急時対策所の機能移行に伴う設備の変更）</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>表-1-19</p> <p>操作手順</p> <p>1. 通信連絡に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>発電所内の通信連絡</u></p> <p>1. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等および緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放射能測定装置（モニタ車）、緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、<u>携行型通話装置およびインターフォン</u>を使用する。</p> <p>a. 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>b. データ伝送設備（発電所内）により緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびSPDS表示装置を使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所内）およびデータ伝送設備（発電所内）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡または通話通信確認を行う場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>通信連絡を行う場合は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号および2号炉送受話器）、運転指令設備（3号および4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、<u>携行型通話装置およびインターフォン</u>を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>発電所対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、</p>	<p>表-1-19</p> <p>操作手順</p> <p>1. 通信連絡に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>発電所内の通信連絡</u></p> <p>1. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等および緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放射能測定装置（モニタ車）、緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、<u>および携行型通話装置</u>を使用する。</p> <p>a. 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>b. データ伝送設備（発電所内）により緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびSPDS表示装置を使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所内）およびデータ伝送設備（発電所内）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡または通話通信確認を行う場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>通信連絡を行う場合は、多様性拡張設備である運転指令設備、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、<u>および携行型通話装置</u>を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>発電所対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、</p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更（インターフォンの削除）</p> <p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更（インターフォンの削除） (運転指令設備の号炉識別の削除)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携行型通話装置を使用し、現場または中央制御室と緊急時対策所との連絡には衛星電話（固定）および衛星電話（携帯）を使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優先順位                     <ul style="list-style-type: none"> <li>通信連絡を行う場合は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号および2号炉送受話器）、運転指令設備（3号および4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）および携行型通話装置を使用する。</li> </ul> </li> </ul>	<p>その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携行型通話装置を使用し、現場または中央制御室と緊急時対策所との連絡には衛星電話（固定）および衛星電話（携帯）を使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優先順位                     <ul style="list-style-type: none"> <li>通信連絡を行う場合は、多様性拡張設備である運転指令設備、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）および携行型通話装置を使用する。</li> </ul> </li> </ul>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 （運転指令設備の号炉識別の削除）</p>
<p><b>発電所外（社内外）との通信連絡</b></p> <p>1. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、移動式放射能測定装置（モニタ車）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）を使用する。</p> <p>a. 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>b. データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERS S）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムを使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）およびデータ伝送設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡または通話通信確認を行う場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優先順位                     <ul style="list-style-type: none"> <li>通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）および緊急時衛星通報システムならびに多様性拡張設備である、加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）、衛星保安電話）、社内TV会議システムおよび無線通話装置の使用を優先する。多様性</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>発電所外（社内外）との通信連絡</b></p> <p>1. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、移動式放射能測定装置（モニタ車）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話およびIP-FAX）を使用する。</p> <p>a. 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>b. データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERS S）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムを使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）およびデータ伝送設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡または通話通信確認を行う場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優先順位                     <ul style="list-style-type: none"> <li>通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話およびIP-FAX）および緊急時衛星通報システムならびに多様性拡張設備である、加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）、衛星保安電話）、社内TV会議システムおよび無線通話装置の使用を優先する。多様</li> </ul> </li> </ul>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 （記載表現の適正化） （以下、同じ）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、<u>衛星電話（可搬）</u>を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で行う手順等          発電所対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所と共有する場合、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、<u>IP-FAX</u>）を使用する。          (1) 手順着手の判断基準          特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所と共有する場合          (配慮すべき事項)          ○ 優先順位          通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、<u>IP-FAX</u>）ならびに多様性拡張設備である、加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）、衛星保安電話）、社内TV会議システムおよび無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、<u>衛星電話（可搬）</u>を使用する。</p>	<p>性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、<u>および衛星電話（可搬）</u>を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で行う手順等          発電所対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所と共有する場合、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話および<u>IP-FAX</u>）を使用する。          (1) 手順着手の判断基準          特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所と共有する場合          (配慮すべき事項)          ○ 優先順位          通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話および<u>IP-FAX</u>）ならびに多様性拡張設備である、加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）、衛星保安電話）、社内TV会議システムおよび無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）および<u>衛星電話（可搬）</u>を使用する。</p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更          （記載表現の適正化）          （以下、同じ）</p>
<p><u>発電所内の通信連絡</u>・<u>発電所外（社内外）との通信連絡</u>          (配慮すべき事項)          ○ 代替電源設備からの給電          当直課長は、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、<u>IP-FAX</u>）、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置へ給電する。          給電の手順は、表—14「電源の確保に関する手順等」および表—18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照。</p>	<p><u>発電所内の通信連絡</u>・<u>発電所外（社内外）との通信連絡</u>          (配慮すべき事項)          ○ 代替電源設備からの給電          当直課長は、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話および<u>IP-FAX</u>）、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置へ給電する。          給電の手順は、表—14「電源の確保に関する手順等」および表—18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照。</p>	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成立性（1/9）				表-20 重大事故等対策における操作の成立性（1/9）					
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
1	(成立性が要求される対応手段なし) タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	-	-	-	1	(成立性が要求される対応手段なし) タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	-	-	-
2	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	5	45分	2	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	5	45分
3	タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	No. 3にて整備する。			3	タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	No. 2にて整備する。		
3	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	5	30分	3	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	5	30分
3	窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	2	45分	3	窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	2	45分
3	可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	2	55分	3	可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場）	2	55分
3	可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	2	65分	3	可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 （中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	2	75分
3	A格納容器スプレイポンプ（RHR-SCSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	2	20分	3	A格納容器スプレイポンプ（RHR-SCSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	2	20分
3	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	4	30分	3	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	4	30分
4	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室） 緊急安全対策要員 （中央制御室、現場）	1 12	4時間	4	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室） 緊急安全対策要員 （中央制御室、現場）	1 12	4.8時間
4	A格納容器スプレイポンプ（RHR-SCSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	運転員等 （中央制御室、現場）	2	15分	4	A格納容器スプレイポンプ（RHR-SCSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	運転員等 （中央制御室、現場）	2	15分

※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段

※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段

3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更  
（緊急時対策所位置変更に伴う操作の想定時間の見直し）  
3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更  
（緊急時対策所位置変更および送水車作業時間見直しに伴う操作の想定時間の見直し）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
表-20 重大事故等対策における操作の成立性（2/9）				表-20 重大事故等対策における操作の成立性（2/9）				
操作手順 No.	対応手段	要員	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	想定時間	
4	B 充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水※1	運転員等 （中央制御室、現場）	84 分	4	B 充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水※1	運転員等 （中央制御室、現場）	84 分	3, 4 号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 （緊急時対策所位置変更に伴う操作の想定時間の見直し）  3, 4 号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 （緊急時対策所位置変更および送水車作業時間見直しに伴う操作の想定時間の見直し）
		緊急安全対策要員	3			緊急安全対策要員	3	
4	蓄圧タンクによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	15 分	4	蓄圧タンクによる代替炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	15 分	
		No. 3 にて整備する。 （主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様）				No. 3 にて整備する。 （主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様）		
5	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	No. 3 にて整備する。		5	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	No. 3 にて整備する。		
		No. 7 にて整備する。				No. 7 にて整備する。		
5	大容量ポンプを用いた A、D 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	緊急安全対策要員 （中央制御室、現場）	9 時間	5	大容量ポンプを用いた A、D 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	緊急安全対策要員 （中央制御室、現場）	9.2 時間	
		No. 7 にて整備する。				No. 7 にて整備する。		
6	A、D 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 （中央制御室、現場）	30 分	6	A、D 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	運転員等 （中央制御室、現場）	30 分	
		No. 7 にて整備する。				No. 7 にて整備する。		
6	大容量ポンプを用いた A、D 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	緊急安全対策要員 （中央制御室、現場）	4 時間	6	大容量ポンプを用いた A、D 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	緊急安全対策要員 （中央制御室、現場）	4.8 時間	
		緊急安全対策要員	2			緊急安全対策要員	2	
6	送水車への燃料補給※1	緊急安全対策要員	100 分	6	送水車への燃料補給※1	緊急安全対策要員	110 分	

※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成立性（3/9）									
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
7	A、D 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場)	2	60分	7	A、D 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場)	2	60分
		緊急安全対策要員	1				緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	1	
8	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 大容量ポンプを用いたA、D 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室)	1	8時間	8	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 大容量ポンプを用いたA、D 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室)	1	8.2時間
		緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	20				緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	20	
9	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ A 格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS 連絡ライン使用) による代替炉心注水 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水※1 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 B 充てんポンプ (自己冷却) による代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場)	3	30分	9	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ A 格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS 連絡ライン使用) による代替炉心注水 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水※1 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 B 充てんポンプ (自己冷却) による代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場)	3	30分
		運転員等 (中央制御室)	1				運転員等 (中央制御室)	1	
9	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ A 格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS 連絡ライン使用) による代替炉心注水 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水※1 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 B 充てんポンプ (自己冷却) による代替炉心注水	緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	12	4時間	9	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ A 格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS 連絡ライン使用) による代替炉心注水 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水※1 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 B 充てんポンプ (自己冷却) による代替炉心注水	緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	12	4.8時間
		運転員等 (中央制御室、現場)	2				運転員等 (中央制御室、現場)	2	

※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段

※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前				変 更 後				理 由
表-20 重大事故等対策における操作の成立性（4/9）				表-20 重大事故等対策における操作の成立性（4/9）				
操作 手順 No.	対応手段	要員	想定 時間	操作 手順 No.	対応手段	要員	想定 時間	
1 0	水素排出（アニュラス空気浄化設備） 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転※1	運転員等 （中央制御室、現場）	45分	1 0	水素排出（アニュラス空気浄化設備） 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転	運転員等 （中央制御室、現場）	45分	
1 1	海水から使用済燃料ピットへの注水※1 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ	緊急安全対策要員	2.7時間		海水から使用済燃料ピットへの注水※1 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ	緊急安全対策要員	3.4時間	3. 4号炉緊急時 対策所の機能移行 に伴う変更 （緊急時対策所位置変更および送水車作業時間見直しに伴う操作の想定時間の見直し） （以下、同じ）
1 2	大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視※1	緊急安全対策要員	2時間	1 1	大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視※1	緊急安全対策要員	2時間	
1 2	大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制 シルトフェンセスによる海洋への拡散抑制 送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	3.5時間		大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制 シルトフェンセスによる海洋への拡散抑制 送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	3.7時間	
1 2	大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制 シルトフェンセスによる海洋への拡散抑制 送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	4時間	1 2	大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制 シルトフェンセスによる海洋への拡散抑制 送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	4.2時間	
1 2	大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	2時間		大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	2.9時間	
1 2	大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	3.5時間		大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	3.7時間	

※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段

※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由		
表-20 重大事故等対策における操作の成立性（5/9）										
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	理由
13	海水を用いた復水ピットへの補給※1	緊急安全対策要員	5	3.4 時間	13	海水を用いた復水ピットへの補給※1	緊急安全対策要員	5	4.1 時間	3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更（緊急時対策所位置変更および送水車作業時間見直しに伴う操作の想定時間の見直し）
	燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替（炉心注水時）	運転員等 （中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	3 3	110分		燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替（炉心注水時）	運転員等 （中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	3 3	2 時間	
	燃料取替用水ピットから海水への水源切替（炉心注水時）	No. 4にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様）				燃料取替用水ピットから海水への水源切替（炉心注水時）	No. 4にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様）			
	燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替（格納容器スプレイトイ時）	運転員等 （中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	2 3	110分		燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替（格納容器スプレイトイ時）	運転員等 （中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	2 3	2 時間	
	燃料取替用水ピットから海水への水源切替（格納容器スプレイトイ時）	No. 6にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイトイと同様）				燃料取替用水ピットから海水への水源切替（格納容器スプレイトイ時）	No. 6にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイトイと同様）			
	復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	運転員等 （中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	2 3	100分		復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	運転員等 （中央制御室、現場） 緊急安全対策要員	2 3	110分	
	A格納容器スプレイトイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	No. 4にて整備する。				A格納容器スプレイトイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	No. 4にて整備する。			
	海水から使用済燃料ピットへの注水	No. 11にて整備する。				海水から使用済燃料ピットへの注水	No. 11にて整備する。			
	送水車による使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイトイ	No. 11、12にて整備する。 （送水車による使用済燃料ピットへのスプレイトイ、送水車およびスプレイトイヘッドによる大気への拡散抑制と同様）				送水車による使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイトイ	No. 11、12にて整備する。 （送水車による使用済燃料ピットへのスプレイトイ、送水車およびスプレイトイヘッドによる大気への拡散抑制と同様）			
	大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	No. 11、12にて整備する。 （大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットへの放水、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制と同様）				大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	No. 11、12にて整備する。 （大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットへの放水、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制と同様）			
	大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による格納容器およびアキュラスタ部への放水	No. 12にて整備する。				大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による格納容器およびアキュラスタ部への放水	No. 12にて整備する。			

※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段

※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成立性（6/9）				表-20 重大事故等対策における操作の成立性（6/9）					
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
14	空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電※1 号機間電力融通ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 電源車による代替電源（交流）からの給電 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電 可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電 代替所内電気設備による交流および直流の給電（空冷式非常用発電装置） 空冷式非常用発電装置への燃料（重油）補給※1 電源車への燃料（重油）補給 ディーゼル発電機への燃料（重油）補給	運転員等 （中央制御室、現場）	4	20分	運転員等 （中央制御室、現場）	3	20分	3. 4号炉緊急時 対策所の機能移行 に伴う変更 （緊急時対策所位 置変更に伴う操作 の想定時間の見直し） （以下、同じ）	
		運転員等 （中央制御室、現場）	2	75分	運転員等 （中央制御室、現場）	2	75分		
		緊急安全対策要員	2		緊急安全対策要員	2			
		運転員等 （中央制御室、現場）	3	60分	運転員等 （中央制御室、現場）	3	70分		
		緊急安全対策要員	4		緊急安全対策要員	4			
		運転員等 （中央制御室、現場）	2	2.4時間	運転員等 （中央制御室、現場）	2	2.4時間		
		緊急安全対策要員	6		緊急安全対策要員	6			
		運転員等 （中央制御室、現場）	2	20分	運転員等 （中央制御室、現場）	2	20分		
		緊急安全対策要員	1	110分	緊急安全対策要員	1	2時間		
		緊急安全対策要員	2		緊急安全対策要員	2			
		運転員等 （中央制御室、現場）	2	3.8時間	運転員等 （中央制御室、現場）	2	4時間		
		緊急安全対策要員	2		緊急安全対策要員	2			
		緊急安全対策要員	2	2.1時間	緊急安全対策要員	2	2.3時間		
		緊急安全対策要員	2	2.1時間	緊急安全対策要員	2	2.3時間		
緊急安全対策要員	2	90分	緊急安全対策要員	2	100分				

※1：有効性評価の重要事故シナシスに係る対応手段

※1：有効性評価の重要事故シナシスに係る対応手段

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後				理由				
表-20 重大事故等対策における操作の成立性（7/9）		表-20 重大事故等対策における操作の成立性（7/9）								
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	理由
15	可搬型計測器によるパラメータ計測 または監視※1	緊急安全対策要員	2	35分	15	可搬型計測器によるパラメータ計測 または監視※1	緊急安全対策要員	2	35分	3. 4号炉緊急時 対策所の機能移行 に伴う変更 (緊急時対策所位 置変更に伴う操作 の想定時間の見直 し)
	中央制御室空調装置の運転手順（全 交流動力電源が喪失した場合）※1	運転員等 （中央制御室） 緊急安全対策要員	1 2	60分		中央制御室空調装置の運転手順（全 交流動力電源が喪失した場合）※1	運転員等 （中央制御室） 緊急安全対策要員	1 2	70分	
16	アニュラス空気浄化設備の運転手順 等 全交流動力電源または常設直流電源 が喪失した場合の操作手順 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）によ るアニュラス空気浄化設備の運 転※1	No. 10にて整備する。 （水素排出（アニュラス空気浄化設備） 全交流動力電源または常設直流電源が喪失 した場合の操作手順 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）によ るアニュラス空気浄化設備の運 転※1			16	アニュラス空気浄化設備の運転手順 等 全交流動力電源または常設直流電源 が喪失した場合の操作手順 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）によ るアニュラス空気浄化設備の運 転※1	No. 10にて整備する。 （水素排出（アニュラス空気浄化設備） 全交流動力電源または常設直流電源が喪失 した場合の操作手順 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）によ るアニュラス空気浄化設備の運 転※1			
	アニュラス空気浄化設備の運転手順 等 全交流動力電源または常設直流電源 が喪失した場合の操作手順 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） によるアニュラス空気浄化 設備の運転	No. 10にて整備する。 （水素排出（アニュラス空気浄化設備） 全交流動力電源または常設直流電源が喪失 した場合の操作手順 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） によるアニュラス空気浄化設備の運 転※1				アニュラス空気浄化設備の運転手順 等 全交流動力電源または常設直流電源 が喪失した場合の操作手順 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） によるアニュラス空気浄化 設備の運転	No. 10にて整備する。 （水素排出（アニュラス空気浄化設備） 全交流動力電源または常設直流電源が喪失 した場合の操作手順 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） によるアニュラス空気浄化設備の運 転※1			

※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段

※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段

変更前				変更後				理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成立性(8/9)									
操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定	緊急安全対策要員	4	3.5時間	17	可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定	緊急安全対策要員	4	3.5時間
	可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定	緊急安全対策要員	4	2.3時間※1		可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定	緊急安全対策要員	4	2.3時間※1
	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	75分		可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	75分
	移動式放射能測定装置(モニタ車)による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	75分		移動式放射能測定装置(モニタ車)による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	75分
	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	95分		可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	95分
	可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	60分		可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	60分
	海上モニタリング測定	緊急安全対策要員	4	120分※2		海上モニタリング測定	緊急安全対策要員	4	2時間※2
	モニタリングステーション、モニタリングポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急安全対策要員	2	3時間		モニタリングステーション、モニタリングポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急安全対策要員	2	3時間
	可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急安全対策要員	6	120分		可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急安全対策要員	6	2時間
	※1：可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない4方位および緊急時対策所付近に設置した場合に想定される作業時間。 ※2：小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業(1箇所あたり)の所要時間は、約100分								
※1：可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない4方位および緊急時対策所付近に設置した場合に想定される作業時間。 ※2：小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業(1箇所あたり)の所要時間は、約100分									
※1：可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない4方位に設置した場合に想定される作業時間。 ※2：小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業(1箇所あたり)の所要時間は、約100分									

変更前				変更後				理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成立性(9/9)				表-20 重大事故等対策における操作の成立性(9/9)				3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更 (緊急時対策所位置変更および送水車作業時間見直しに伴う要員、要員数および操作の想定時間の変更) (以下、同じ)	
操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順No.	対応手段	要員		要員数
18	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	運転員等	2	60分	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	1	34分
		緊急安全対策要員	2						
	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	4	70分	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	2	55分
		緊急安全対策要員	2						
	緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順	緊急時対策本部要員	4	4分	緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順	緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	2	4分
		緊急時対策本部要員	4						
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	4	2分	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	2	2分
		緊急時対策本部要員	4						
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	1	2分	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	1	4分
		緊急安全対策要員	2						
	電源車(緊急時対策所用)準備手順	緊急時対策本部要員	1	20分	電源車(緊急時対策所用)準備手順	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	2	24分
		緊急安全対策要員	2						
	電源車(緊急時対策所用)起動手順	緊急時対策本部要員	1	30分	電源車(緊急時対策所用)起動手順	緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	1	5分
緊急安全対策要員		2							
電源車(緊急時対策所用)の切替手順	緊急時対策本部要員	1	10分	電源車(緊急時対策所用)の切替手順	緊急時対策本部要員	緊急時対策本部要員	1	6分	
	緊急安全対策要員	1							
電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料給油手順	緊急安全対策要員	3	2.1時間	電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料給油手順	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	3	2.3時間	
	緊急安全対策要員	1							
19	(成立性が要求される対応手段なし)	緊急安全対策要員	1	10分	(成立性が要求される対応手段なし)	(成立性が要求される対応手段なし)	-	-	-
		緊急安全対策要員	1						

変更前	変更後	理由
<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下、「大規模損壊」という。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。 また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備 原子力防災管理者は、原子炉施設において重大事故等および大規模損壊のような原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去ならびに原子力災害の拡大防止および緩和その他の必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、第126条に定める通常の原子力防災組織の体制を基本とする原子力防災組織を設置し、発電所に緊急時対策本部の体制を整える。 また、重大事故等および大規模損壊のような原子力災害が発生した場合にも、速やかに対応を行うため、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合における時間外、休日（夜間）においても発電所内に「添付3 1. 1(1)体制の整備」で確保する消火活動要員7名を含む重大事故等対策要員64名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は57名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名）を確保し、大規模損壊の発生により中央制御室（運転員（当直員）を含む。）が機能しない場合においても、対応できるよう体制を確立する。</p> <p>さらに、発電所構内に常時確保する対応要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。 （以下略）</p>	<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下、「大規模損壊」という。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。 また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備 原子力防災管理者は、原子炉施設において重大事故等および大規模損壊のような原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去ならびに原子力災害の拡大防止および緩和その他の必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、第126条に定める通常の原子力防災組織の体制を基本とする原子力防災組織を設置し、発電所に緊急時対策本部の体制を整える。 また、重大事故等および大規模損壊のような原子力災害が発生した場合にも、速やかに対応を行うため、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合における時間外、休日（夜間）においても発電所内に「添付3 1. 1(1)体制の整備」で確保する消火活動要員7名を含む重大事故等対策要員58名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は51名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は44名）を確保し、大規模損壊の発生により中央制御室（運転員（当直員）を含む。）が機能しない場合においても、対応できるよう体制を確立する。 なお、上記と別に1号炉および2号炉の対応を行う1号炉および2号炉の運転員4名を確保する。 さらに、発電所構内に常時確保する対応要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。 （以下略）</p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更（緊急時対策所の機能移行に伴う変更）</p>



## 添付資料

1. 3, 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更について

### 3, 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更について

大飯発電所3, 4号炉の緊急時対策所については、現在運用中の1, 2号炉原子炉補助建屋内に設置している緊急時対策所から、新たに設置する緊急時対策所建屋内に緊急時対策所機能を移行する計画としている。

緊急時対策所機能の移行に伴い、緊急時対策所に関連する設備の名称、運転上の制限、手順等が変更となるため、それに関連する以下の保安規定条文の変更を行う。

- ・第13条（運転員等の確保）
- ・第90条（重大事故等対処設備）
- ・第152条（運転員の確保）
- ・添付2（火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連））
- ・添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連））

以 上